

実績評価書

平成20年8月

評価の対象となる施策目標	感染症の発生・まん延の防止を図ること
--------------	--------------------

1. 政策体系上の位置付け等

基本目標	I	安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
施策目標	5	感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること
施策目標	5-1	感染症の発生・まん延の防止を図ること
個別目標1		感染症対策の充実を図ること ※重点評価課題6（感染症対策の充実・強化） (主な事務事業) ・直接服薬確認療法事業 ・感染症発生動向調査事業 ・感染症指定医療機関の施設整備
個別目標2		病原体等所持者からの許可及び届出に関する事務を適切に行うこと (主な事務事業) ・病原体等所持者等からの許可及び届出の受付に関する事務 ・病原体等取扱施設における保管等の基準の確認検査等
個別目標3		法に基づく予防接種の実施を推進すること (主な事務事業) ・普及啓発事業
個別目標4		肝炎対策を推進すること ※重点評価課題5（総合的な肝炎対策の実施） (主な事務事業) ・肝炎対策事業 ・特定感染症検査等事業
施策の概要（目的・根拠法令等）		
1 目的等 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保することにより、感染症のまん延を防止し、安心できる衛生環境を確保する。このために、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、予防接種法等により、必要な措置等を行うとともに、予算事業として啓発事業等を行うものとする。		
2 根拠法令等 ○感染症の予防及び感染症の患者に対する法律(平成10年法律第114号) ○予防接種法(昭和23年法律第68号)		
主管部局・課室	健康局結核感染症課	
関係部局・課室	健康局疾病対策課肝炎対策推進室	

2. 現状分析

世界保健機関（WHO）は、「我々は、今や地球規模で感染症による危機に瀕してい
--

る。もはやどの国も安全ではない。」との警告を発しており、我が国においても、普段から感染症の発生及びまん延を防止していくことに重点を置いた事前対応型行政の構築が求められている。

このため、国内への病原体の侵入を防止するための水際対策の強化、緊急時における国内での感染症対策の強化等、総合的な感染症予防対策の推進を図る必要がある。

感染症対策の充実については、平成19年3月に結核予防法を廃止し、感染症法に統合したところであり、保健師などが服薬状況を確認する直接服薬確認療法事業の推進により、結核患者の早期発見、早期対応に加えて再発防止等の対応が可能となっている。

病原体等所持者からの許可及び届出の受付等については、平成19年6月1日の省令施行後の許可申請及び所持の届出に対応するため、受付事務及び検査等についての適正な執行体制を確保する必要がある。

予防接種の実施の推進については、法律において、市町村への実施の義務、被接種者（保護者）の受ける義務が定められ、現状では、概ね適正に行われていることにより、高い接種率が確保されている。

また、肝炎については、本人の自覚がないまま、肝硬変や肝がんといった重篤な疾病に進行するおそれがあること等にかんがみ、従来から総合的な対策を行ってきたが、いまだ国内最大の感染症として国民全体の健康課題となっている。

3. 施策目標に関する評価

施策目標に係る指標

(達成水準/達成時期)

※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)

	H15	H16	H17	H18	H19
1 結核患者罹患率の推移(単位:人) (人口10万人対比18人以下/平成22年度)	24.8	23.3	22.2	20.6	集計中
2 病原体等取扱施設の検査結果の適正割合(単位:%) (90%以上/毎年度)	-	-	-	-	100.0 【111.1%】
3 予防接種の接種率(ポリオ・麻疹・風疹)(単位:%) (おおむね95%/毎年度)					
----- ポリオ -----	98.4	94.6	95.4	集計中	集計中
----- 麻疹 -----	102.4	93.7	97.8	集計中	集計中
----- 風疹 -----	100.3	98.1	143.6	集計中	集計中
4 保健所等における肝炎検査受診者数(単位:人) (前年度以上/毎年度)	4,940 【117.0%】	11,773 【238.3%】	7,041 【59.8%】	36,480 【518.1%】	集計中

(調査名・資料出所、備考)

- ・ 指標1は、「結核の統計2007」((財)結核予防会調べ)によるものである。平成19年の数値は現在集計中であり、平成20年9月に確定値等公表予定である。
- ・ 指標2は、結核感染症課調べである。なお、平成19年6月から実施されたものであることから、平成18年度以前の数値は集計不可。
- ・ 指標3は、健康局結核感染症課調べである。平成18年度分は、平成20年9月公表予定であり、平成19年度分は平成21年9月公表予定である。
- ※予防接種の接種率が100%を超えていることについては、接種年齢が複数年に渡っている一方で、その分母については、未接種者等の対象者をその全学年で把握することは困難であるため、対象となる年に実施する者が多いことから、対象年齢になる年の対象者数を分母にして計算しているためである。
- ・ 指標4は、健康局疾病対策課及び結核感染症課調べであり、B型肝炎ウイルスとC型肝炎ウイルスの検査数を合計したのべ人数である。平成19年度の数値は平成20年9月頃に公表予定である。

施策目標の評価

【有効性の観点】

結核の直接服薬確認療法事業等を実施することで多剤耐性結核菌の発生を防ぐことは有効である。

病原体等所持者からの許可及び届出に関する事務を適切に行うことは、病原体等の管理体制を確立することになり、生物テロ等を未然に防止することとなり有効である。

また、高い予防接種率を維持することは、これら感染症の罹患者を減少させることができ有効である。

肝炎対策においては、肝炎ウイルスの感染者が自身の感染に気付いていないことが多いこと、また放置すると肝硬変や肝がんという重篤な疾病に進展するおそれがあること等から早期発見・早期治療が極めて重要である。保健所等における肝炎検査体制の整備を進めることで、肝炎患者の早期発見・早期治療を行うことが可能となる。

【効率性の観点】

結核の直接服薬確認療法事業を実施することにより、早期治療につながり、効率的な手段である。

病原体等の管理体制を確立することは、国が病原体等の所持の状況を一元的に把握することができ、効率的に管理することができる。

また、予防接種率の向上させることは、該当感染症への罹患者を減少させることができ、国民の健康の確保に資することになる。

肝炎対策においては、肝炎ウイルスの感染者が自身の感染に気付いていないことが多いこと、また放置すると肝硬変や肝がんという重篤な疾病に進展するおそれがあること等から早期発見・早期治療が極めて重要である。保健所等における肝炎検査体制の整備等の肝炎対策の推進は、肝炎患者の早期発見・早期治療に資するものであり、感染症の発生・まん延防止を図る上で効率的な手段といえる。

【総合的な評価】

結核の罹患者率は着実に減少しているところであるが、平成19年4月に感染症法が改正され、結核についても感染症法の中で対策が推進されることとなったところであり、今後は、入院の勧告手続等について、人権を尊重しつつ、より適確に入院手続を実施することが可能になったほか、法第15条に基づく積極的疫学調査の実施等更なる対策の推進が可能となることから、着実に罹患者を減少できるものと考えることができ、評価できる。

病原体等取扱施設については、感染症法の改正に伴い、情報提供や検査等による施設の適正な管理の確保、病原体等の適正な管理を法令に基づき遵守する義務が生じたところであり、今後は、感染症法第56条の30に基づく報告や感染症法第56条の31の立入検査の状況を見極めて適確な対応をしていくことにより、施策が推進できると考える。

感染症については、発病を防ぐ予防策等の手段として予防接種が極めて重要であり、一定の感染症について予防接種可能な状況を確保するとともに、現時点での接種率は、高水準で維持されており、概ね適正に実施されていると考えられ評価できる。感染の更なる防止のため、より積極的に推進し、感染者の発生を抑制していく必要がある。

また、肝炎対策においては、肝炎ウイルスの感染者が自身の感染に気付いていないことが多いこと、また放置すると肝硬変や肝がんという重篤な疾病に進展するおそれがあること等から、早期発見・早期治療が極めて重要であり、検査体制のさらなる充実が必要である。特に平成20年1月からは、肝炎ウイルス検査をより一層推進するため、これまでの保健所での無料検査に加えて、都道府県等が委託した医療機関における検査についても無料で受診できるよう措置を行った。また、平成20年度からは、B型及びC型肝炎のインターフェロン治療に対する医療費助成制度の創設や研究の推進等を柱とする新しい肝炎総合対策を開始したところであり、今後とも、肝炎対策のより一層の推進が求められる。

近年、その発生が危惧されている新型インフルエンザに対応するため、感染症法及び検疫法を改正(平成20年5月2日公布、5月12日施行)し、その対策を進めているところである。

4. 個別目標に関する評価

個別目標1 感染症対策の充実を図ること					
個別目標に係る指標					
アウトカム指標					
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H15	H16	H17	H18	H19
1 結核患者罹患者率の推移(単位:人) (人口10万人対比18人以下/平成22年度) ※施策目標に係る指標1と同じ。	24.8	23.3	22.2	20.6	集計中

2	定点医療機関の全国充足率(単位：%) (おおむね100%/毎年度)	80.6	80.0	81.2	79.5	集計中
3	感染症指定医療機関充足率(単位：%) (おおむね100%/毎年度)	76.2	76.7	79.4	82.7	84.2

(調査名・資料出所、備考)

- ・ 指標1は、結核の統計2007((財)結核予防会調べ)によるものである。平成19年の数値は現在集計中であり、平成19年9月に確定値等公表予定である。
- ・ 指標2は、健康局結核感染症課調べである。
- ・ 指標3は、健康局結核感染症課調べである。(平成15年及び平成16年は各年の6月30日現在、平成17年から平成19年は各年の3月31日現在の病床数を元に算出)

※ 感染症指定医療機関の概要については、別添の参考1を参照のこと。

※ 定点医療機関の全国充足率：定点医療機関とは、その必要数(分母)は、平成17年度までは平成12年度国政調査に、平成18年度からは平成17年度国勢調査に基づき、保健所管内人口を基に算出した必要定点数を合計した数値であり、感染症の発生動向を把握するために、患者発生数の報告を依頼している医療機関である。定点把握対象の28疾患について、人口比で一定数を確保することにより、発生の傾向を把握し、対策に資するための指標となる数値である。

※ 感染症指定医療機関充足率：全国の第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の指定数÷通知(感染症指定医療機関の指定について(平成11年3月19日付け健医発第457号))に示した配置基準に基づいた数値

参考指標	H15	H16	H17	H18	H19
1 定点医療機関数	10,237	10,164	10,316	9,963	集計中
2 感染症指定医療機関数(単位：床)	1,721	1,761	1,685	1,700	1,692
3 二次医療圏の総数(単位：数)	369	370	365	358	358

- ・ 参考指標1は、健康局結核感染症課調べである。(インフルエンザ定点、小児科定点、眼科定点、性感染症定点、基幹定点を合算したもの)
- ・ 参考指標2は、結核感染症課調べである。(平成15年及び平成16年は各年の6月30日現在、平成17年から平成19年は各年の3月31日現在の病床数)
- ・ 参考指標3は、医政局指導課調べ(毎年度末現在)

個別目標1に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)

結核患者罹患率は直接服薬確認療法事業などの取組の結果、毎年減少してきており、感染症対策の充実に向けて進展していると評価できる。今後は更に、感染症法に基づく国の指針及び都道府県の予防計画を踏まえ、調査研究事業や各自治体の実情に応じた施策(直接服薬確認療法等)を推進することにより、結核患者罹患率の減少に向けた結核対策を実現する。

定点医療機関の充足率は、平成11年の感染症法の制定直後は74.7%であったが、会議等での継続的な依頼による理解の深まりなどにより、充足率は徐々に上昇し、ここ数年は80%前後で推移しており、感染症の流行の傾向を把握するという制度の目的を果たしていると評価できるが、理想的な充足率である100%に到達しない原因を分析し、政策の見直しを検討する等により、感染症対策の一層の充実役に役立ててまいりたいと考えている。

感染症指定医療機関充足率については、その設置基準を二次医療圏ごととしていることもあり、二次医療圏の見直しにより基準となる配置基準に基づいた数値が変動しているが、着実に充足率は上昇している。なお、引き続き会議等での継続的な依頼や設備補助等増加させるための取組を行っているところである。

これらの対策から、重篤な症状を引き起こす感染症のまん延はほぼ発生することがなく、概ね目的を達成できているものと評価できる。

(※太字部分は、重点評価該当部分)

施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要	
事務事業名	結核対策特別促進事業(直接服薬確認療法等)

平成19年度 予 算 額	350百万円（補助割合：[国1/2][都道府県等1/2]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要：結核罹患率の減少を目的として、結核に係る定期健康診断、結核に係る予防接種の着実な実施、直接服薬確認療法による発病予防の充実等を図り結核対策の推進を図る。	
事務事業名 ：感染症発生動向調査事業	
平成19年度 予 算 額	827百万円（補助割合：[国1/2][都道府県等1/2]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要：感染症に関する医師等からの情報を全国規模のコンピュータ・オンライン・システムにより迅速に収集、専門家による解析、国民・医療関係者等への還元を図るとともに、必要に応じ感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための調査を行い、感染症発生動向調査体制の整備・確立を図り、もって国内の感染症発生・拡大に備えた事前対応型行政を構築する。	
事務事業名 ：感染症指定医療機関の施設整備費（保健衛生施設等施設整備費）	
平成19年度 予 算 額	1,627百万円の内数（補助割合：[国1/2、3/4、10/10][県1/2、1/4]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（厚生労働大臣が指定した者）
概要：都道府県等が設置する感染症指定医療機関の整備を図り、感染症発生時の医療提供体制の確保を行う。	
※補助割合：国1/2 通常 国3/4 沖縄県振興特別措置法に基づく沖縄県に対する補助 国10/10 国が指定する特定感染症指定医療機関に対する補助	

個別目標2						
病原体等所持者からの許可及び届出に関する事務を適切に行うこと						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標						
※【 】内は、目標達成率（実績値／達成水準）						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	病原体等取扱施設の検査結果の適正割合（単位：％） （90％以上／毎年度）	—	—	—	—	100 【111.1％】
（調査名・資料出所、備考） ・ 指標1は、結核感染症課調べによる。						
※ 平成19年6月1日施行のため、平成18年度以前の数値は集計不可。						
参考指標						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	病原体等取扱施設の検査数	—	—	—	—	1
（調査名・資料出所、備考） ・ 参考指標は、結核感染症課調べによる。						
個別目標2に関する評価（主に有効性及び効率性の観点から）						
本施策は、感染症法の改正が平成19年6月1日から施行されたことに伴い、病原体等を取り扱う施設についてその設備等の基準を定め、さらに当該施設に関する保管方法等の情報を国への報告や立入検査の実施により、国の管理下に置こうとするものである。						

なお、平成19年度においても、通報により立入検査を実施したところである。
 今後、当該指標から得られる数値を以て評価とするが、この数値が高水準で維持されることは、施設が適正に管理されていることを担保するものであり、所持者に対する検査結果の通知や情報提供により、各施設の管理状況を自ら確認してもらう等により、適正管理を確保することができると考えられる。

施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要	
事務事業名	病原体等所持者等からの許可及び届出の受付に関する事務
平成19年度 予算額	百万円（補助割合： ） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ） 事業としての予算はありません
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（政令市、特別区）
概要：感染症法の規定に基づき、二種病原体等取扱施設は本省に許可申請を、三種病原体等取扱施設については、厚生局に届出を行うこととなっていることから、それらを受理し、内容等の確認を行う。	
事務事業名	病原体等取扱施設における保管等の基準の確認検査等
平成19年度 予算額	百万円（補助割合： ） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ） 事業としての予算はありません
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（政令市、特別区）
概要：感染症法の規定に基づき、病原体等所持者等からの許可申請及び届出を受理した後に、その施設を必要に応じて立入検査することにより、施設が適正な状態にあることを確認する。	

個別目標3						
法に基づく予防接種の実施を推進すること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標						
※【 】内は、目標達成率（実績値／達成水準）						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	ポリオの予防接種の接種率（単位：％）（おおむね95％／毎年度）	98.4	94.6	95.4	集計中	集計中
2	麻しんの予防接種の接種率（単位：％）（おおむね95％／毎年度）	102.4	93.7	97.8	集計中	集計中
3	風しんの予防接種の接種率（単位：％）（おおむね95％／毎年度）	100.3	98.1	143.6	集計中	集計中
（調査名・資料出所、備考）						
・ 指標の数値は、健康局結核感染症課調べである。平成18年度は平成20年9月に、平成19年度は平成21年9月に公表予定である。						
※ 予防接種の接種率が100%を超えていることについては、接種年齢が複数年に渡っている一方で、その分母については、未接種者等の対象者をその全学年で把握することは困難であるため、対象となる年に実施する者が多いことから、対象年齢になる年の対象者数を分母にして計算しているためである。						
個別目標3に関する評価（主に有効性及び効率性の観点から）						
感染症については、発病を防ぐ予防策等の手段として予防接種が極めて重要である。各自治体の予防接種従事者への適切な予防接種に関する情報提供及び各市町村や保健所を通じての予防接種に関する冊子等の宣伝媒体を用いた一般市民への広報活動により、予防接種に関する情報が浸透し、予防接種の接種率がおおむね95%を超えており、高い接種率が維持されていると評価できる。感染の更なる防止のため、より積極的に推進し、感染者の発生を抑制していく必要がある。						

施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要	
事務事業名	普及啓発事業費（予防接種健康被害者保健福祉相談事業）
平成19年度 予算額	13百万円（補助割合：[国10/10]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要： 予防接種対象者とその保護者及び予防接種従事者に対して、予防接種に関する適切な情報を提供する等、正しい知識の啓発普及を行い、より安全な予防接種の実施の推進に資するものである。	

個別目標4						
肝炎対策を推進すること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標						
※【 】内は、目標達成率（実績値／達成水準）						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	肝疾患診療連携拠点病院の設置数 （単位：数） （47都道府県／平成19年度）	— 【 %】	— 【 %】	— 【 %】	— 【 %】	17 【36.2%】
2	肝炎対策協議会の設置数（単位：数） （47都道府県／平成19年度）	— 【 %】	— 【 %】	— 【 %】	— 【 %】	40 【85.1%】
（調査名・資料出所、備考）						
・ 指標1及び2は、平成20年3月31日時点の健康局疾病対策課肝炎対策推進室調べによるもの。事業の開始が平成19年度からのため、H15～H18の欄は記載できない。						
【参考】厚生労働省ホームページ 新しい肝炎総合対策の推進 http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/index.html 都道府県における肝炎検査後肝疾患診療体制に関するガイドライン http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/03.html						
アウトプット指標						
※【 】内は、目標達成率（実績値／達成水準）						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	保健所等における肝炎検査受診者数（単位：受診者数） （前年度以上／毎年度） ※施策目標に係る指標4と同じ	4,940 【117.0%】	11,773 【238.3%】	7,041 【59.8%】	36,480 【518.1%】	集計中 【 %】
（調査名・資料出所、備考）						
・ 指標1は、健康局疾病対策課及び結核感染症課調べであり、B型肝炎ウイルスとC型肝炎ウイルスの検査数を合計したのべ人数である。平成19年度の数値は平成20年9月頃に公表予定である。						
参考指標						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	保健所で無料検査を実施している都道府県等の数（単位：数）	40	38	41	59	115
2	委託医療機関での無料検査を実施している都道府県等の数（単位：数）	—	—	—	—	81
（調査名・資料出所、備考）						
・ 指標1及び2は、平成20年3月12日時点の健康局疾病対策課肝炎対策推進室調べによるもの。都道府県等とは、保健所を設置する自治体（都道府県、政令市、中核市、特別区を合わせた134自治体）を指す。						
・ 指標2については、事業の開始が平成19年度からのため、H15～H18の欄は記載できない。						

【参考】厚生労働省ホームページ
 肝炎対策に係る各自治体の取組状況について
<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/03/h0314-6.html>

個別目標4に関する評価（主に有効性及び効率性の観点から）	
<p>肝炎対策においては、肝炎ウイルスの感染者が自身の感染に気付いていないことが多いこと、また放置すると肝硬変や肝がんという重篤な疾病に進展するおそれがあること等から、早期発見・早期治療が極めて重要である。</p> <p>そのうち早期発見については、平成19年度より保健所での肝炎ウイルス検査を委託医療機関でも無料で実施できるよう拡大するなど、利便性に配慮した検査体制を整備することで、保健所等における肝炎検査受診者数はほぼ毎年増加しており、取組が着実に進展していると評価できる。</p> <p>また、早期治療に資するべく、各都道府県に対して、肝疾患対策の中核を担う肝疾患診療連携拠点病院及び肝炎対策推進協議会の設置を進めるよう、会議等で継続的に協力依頼を行った結果、平成20年3月時点で、肝疾患診療連携拠点病院は17県、肝炎対策協議会は40都道府県において設置がなされた。未設置の理由について調べてみると、県内に拠点病院候補が複数あり絞り込みができていない、関係者と調整中であり合意に至っていない等の理由があった。平成19年度において、目標を100%達成することはできなかったが、事業の開始年度で0からのスタートであること、また、平成20年3月の健康局疾病対策課肝炎対策推進室の調べにより、肝炎対策協議会については、平成20年度以降に設置予定が6県、拠点病院については、県内協議中又は協議開始予定が26府県あることが明らかになっていること等から、肝疾患診療の診療体制の整備状況は向上したと評価できる。</p> <p>なお、平成20年度においても、これらの取組が全都道府県において行われるよう、引き続き個別の働きかけを行うこととしている。</p>	
（※太字部分は、重点評価該当部分）	

施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要	
事務事業名	肝炎対策事業
平成19年度 予算額	633百万円（補助割合：[国1/2][都道府県等1/2]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（政令市、特別区）
概要	肝炎の医療提供体制の確保・充実や患者への情報提供を行い、地域における肝炎診療の充実及び向上に資する。また、街頭キャンペーンやシンポジウムなどの普及啓発を行うことにより、感染予防と早期発見・早期治療の推進を行う。
事務事業名	特定感染症検査等事業
平成19年度 予算額	1,775百万円（補助割合：[国1/2][都道府県等1/2]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（政令市、特別区）
概要	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づき、性感染症、後天性免疫不全症候群及び肝炎について、検査及び相談事業などを推進することで、これら感染症の発生の予防・まん延防止及び治療対策の推進を図ることを目的としている。

5. 評価結果の分類

1 施策目標に係る指標の目標達成率	
指標1	目標達成率（集計中）%
指標2	目標達成率 100%
指標3	目標達成率（集計中）%
指標4	目標達成率（集計中）%
（目標達成率を算定できない場合、その理由）	
現在集計中であり、集計後に公表予定である。	
2 評価結果の政策への反映の方向性	

<ul style="list-style-type: none"> i 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○） ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○） <ul style="list-style-type: none"> (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 <input checked="" type="radio"/> (ロ) 見直しを行わず引き続き実施 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討 iii 機構・定員要求を検討（該当する場合に○） <p>(理由)</p> <p>感染症対策の充実については、現在重篤な感染症の蔓延を防ぐためには、動向調査や医療機関の充足は必要であり、個別目標に向け、現在の取組を引き続き、続けて行くことが重要なため。また、予防接種率もおおむね、目標を達成しているが、感染の更なる防止のため、より積極的に推進し、感染者の発生を抑制していく必要がある。肝炎対策についても、肝炎検査受診者数はほぼ毎年増加しているところであり、肝炎対策のさらなる推進に向けて、引き続き現在の取組を続けていく必要がある。</p>
<p>3 施策目標等に係る指標の見直し（該当するものすべてに○）</p> <p>(施策目標に係る指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> i 指標の変更を検討 ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討 <p>(個別目標に係る指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> i 指標の変更を検討 <input checked="" type="radio"/> ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討 <p>(理由)</p> <p>(指標4)引き続き、全都道府県における肝疾患診療連携拠点病院及び肝炎対策協議会の設置を目指すため。</p>

6. 特記事項

<p>①国会による決議等の状況（警告決議、附帯決議等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第165回国会における感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律に関する附帯決議 ○ウイルス性肝炎問題の全面解決に関する件（平成20年1月8日衆議院厚生労働委員会決議） <ul style="list-style-type: none"> ・「約三百五十万人と推計されているウイルス性肝炎患者・感染者が最良の治療体制と安心して暮らせる環境を確保するため、医療費助成措置等の早期実現を図ること。」 ○肝炎対策における総合的施策の推進に関する決議（平成20年1月10日参議院厚生労働委員会決議） <ul style="list-style-type: none"> ・「三、肝炎ウイルス検査の質の向上と普及を促進するとともに、肝炎医療に係る専門知識・技能を有する医師等の育成及び専門的な肝炎医療を提供する医療機関の整備・拡充を図ること。」 ○特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法附則第4条 <ul style="list-style-type: none"> ・「政府は、C型肝炎ウイルスの感染被害者が安心して暮らせるよう、肝炎医療の提供体制の整備、肝炎医療に係る研究の推進等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」 ○第169回国会における感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律に関する附帯決議 <p>②各種政府決定との関係及び遵守状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第169回国会における福田内閣総理大臣施政方針演説（平成20年1月18日） <ul style="list-style-type: none"> ・「医療費助成や無料検診の拡大などの総合的な肝炎対策を実施してまいります。」 ○経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日閣議決定） <ul style="list-style-type: none"> 「・（難病対策や）肝炎対策を一層推進する。」 「・ワクチン等の研究開発・備蓄、医療体制の整備など、新型インフルエンザ対策の強化を行う。」 <p>③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況</p> <p>なし。</p> <p>④会計検査院による指摘</p> <p>なし。</p>

(I - 5 - 1)

⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

肝炎対策の有識者を構成員とする全国肝炎対策懇談会において、厚生労働省及び各都道府県における総合的な肝炎対策について専門的な協議を行っている。

7. 本評価書に関連する他の実績評価書

I - 8 - 1 希少疾病ワクチン・抗毒素の国家備蓄を行うとともに、各種ワクチンの需要に応じた安定供給を図ること

感染症指定医療機関について

(概要)

厚生労働大臣又は都道府県知事は、新感染症、一類感染症及び二類感染症の患者の医療を担当する感染症指定医療機関(一定の基準に合致する感染症指定病床を有する医療機関)を指定する。

特定感染症指定医療機関

- ・厚生労働大臣が指定
- ・全国に数箇所
- ・新感染症の患者の入院医療を担当できる基準に合致する病床を有する

第一種感染症指定医療機関

- ・都道府県知事が指定
- ・原則として都道府県域毎に1箇所
- ・一類感染症の患者の入院医療を担当できる基準に合致する病床を有する

第二種感染症指定医療機関

- ・都道府県知事が指定
- ・原則として2次医療圏域毎に1箇所
- ・二類感染症の患者の入院医療を担当できる基準に合致する病床を有する

結核指定医療機関

- ・都道府県知事が指定
- ・結核の患者の通院医療を担当できる医療機関

(参考) 感染症指定医療機関と感染症類型の関係(19. 3現在、結核については17. 10)

